

誰もがいきいきと活躍し 共に暮らすまちを目指して

12月3日(月)～9日(日)は「障害者週間」です

毎年12月3日～9日の1週間は、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。私たちの身近な地域には、障害のある方も共に暮らしています。この機会に障害のある方について関心と理解を深めていただき、障害の有無に関わらず、あらゆる分野の活動に参加できるまちにしていきたいです。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

障害に理解を

「障害者週間」は、国民の間に障害のある方の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています(障害者基本法第9条)。

障害は、病気や事故などで誰にでも生じ得るものです。その障害は多種多様で、外見では分からない場合も多くあります。例えば、視覚障害や聴覚障害、心臓・腎臓などの内部機能障害などがあげられます。また高次脳機能障害※1なども、外見からは分かりにくい障害と言えます。障害のある方は、障害による不便さ・不自由さを抱えながら生活していますが、周囲からの理解や配慮により、克服でき

高次脳機能障害(※1)

事故や疾病が原因で、脳機能の一部が損傷して生じる障害。損傷部位により記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが生じる。障害は外見からは分かりにくいいため、周囲からの理解が得られず、また自覚症状も薄いため日常生活や社会生活に困難をきたすことが多い

生活の場

私たちが生活するこの地域では、障害のある方も共に暮らしています。多くの方は、自宅で家族と生活しています。また、自宅を離れてグループホームやケアホーム(※2)という共同生活の場で生活している方もいます。ホームでは、スタッフから支援を受けながら、親元から自立した生活を営むことができます。最近ではグループホーム・ケアホームでの生活を希望する方が増えており、その必要性は高まっています。

グループホーム・ケアホーム(※2)

名称	グループホーム (共同生活援助)	ケアホーム (共同生活介護)
支援内容	共同生活を行う住居で、世話人が日常生活上の援助を行います	共同生活を行う住居で、介護者などが入浴、排せつ、食事の介護などを行います
生活などに関する相談および助言を行います		
日中の過ごし方	一般就労または、福祉作業所などへ通所	
利用対象者	知的障害者・身体障害者・精神障害者	
根拠法令	障害者自立支援法	

地域自立支援協議会が発足しました

「東久留米市地域自立支援協議会」が発足し、第1回目の会議が10月23日に開催されました。同協議会は、障害福祉計画の進捗管理や相談支援の充実などのため、そして障害福祉に関する市民の意見を施策に反映させるために設置したものです。同協議会委員は16人で、うち5人は障害当事者および家族の方で、委員長には東京学芸大学准教授の奥住秀之氏(おくずひでお)が選ばれました。同協議会は、当事者の個人情報を取り扱う場合があり、原則的に非公開とすることにりましたが、議題によっては開催日を市ホームページなどでお知らせし、広く市民の皆さんのご意見をお聴きする機会も設けたいと考えています。なお、第1回協議会の議事概要は12月17日以降に市ホームページで公開します。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



皆さんが主人公の集い「にぎやかカーニバル」にご参加ください

第21回 「にぎやかカーニバル」

テーマは「未来へ」

「にぎやかカーニバル」は「国連障害者の十年」を記念し、平成4年に開催して以来、今年で21回目を迎えます。この街で、障害のある方もない方も、皆さんが主人公になり、一緒に楽しむ集いです。参加団体の皆さんの発表のほか、今年は、満園英二氏と大沼英次氏が2台のドラムセットで演奏する「どらむしあたあ☆ぼんぞ」をお招きし、ゲストも加わった生演奏をお届けします。また、当日参加の皆さんに、ステージに上がっていただく場も用意しています。お誘い合わせの上、来場ください。

「内容」歌、ダンス、演奏
「出演」各福祉団体、民間団体、「どらむしあたあ☆ぼんぞ」

詳しくは同実行委員会・下田 ☎477・6492(NPO法人) かも花々会へ。

夜間・休日 納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、この機会をご利用ください。

※介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。

夜間納税相談窓口
【日時】12月5日(水)・6日(木) 午後4時～7時30分
詳しくは同課 ☎470・7730へ。

休日納税相談窓口
【日時】12月8日(土)・9日(日)のいずれも午前9時～午後4時
【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
【注意】相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。▼納税証明の発行はできません
詳しくは同課 ☎470・7730へ。

《今号の主な内容》
・24年度上半期の市の財政状況をお知らせします 2面
・認可保育所への25年度入所申し込みが始まります 3面
・23年度における市人事行政の運営状況をお知らせします 4・5面
・衆議院議員選挙の投票日は12月16日(日)です 特集号

12月は オール東京滞納STOP強化月間

役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために

東京都と市区町村が連携し、徴収対策を集中して実施します!

都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、本年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

平成23年度、東京都では市区町村から滞納事案の引き継ぎを受け、148回の搜索(強制調査)を実施。460件の差し押さえを行いました。